

# 建災防宮城県支部からのお知らせ

フルハーネス安全帯使用作業特別教育が義務化されます

平成 30 年 8 月 21 日

## 労働安全衛生規則等が一部改正されました②

《平成 31 年 2 月 1 日施行》

### はじめに

去る 7 月 6 日付建災防宮城県支部からのお知らせ「労働安全衛生規則等が一部改正されました」にて、安全帯の名称が「墜落制止用器具」に変更されたこと、現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）は 2022 年 1 月 1 日迄使用可能であること、労働者に安全帯を使用させることを事業者が義務付けている規定等で使用させる安全帯は「要求性能墜落制止用器具」でなければならないこと、作業床を設けることが困難な箇所においてフルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う業務については「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」が義務化されたこと等についてお知らせ致しましたが、今回は、ガイドライン等(抄)について解説いたします。

### 解説 1

安全帯の名称が**法令用語**として「**墜落制止用器具**」に変わりましたが、建設現場等で従来から呼称されている『安全帯』、『胴ベルト型安全帯』、『ハーネス型安全帯』といった用語を今後も使用することは差し支えありません。

### 解説 2

- ① 「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」は、安衛則第 518 条第 2 項の規定により、**高さが 2 m 以上の箇所で作業床を設けることが困難なところでフルハーネス型安全帯を使用する者**が対象となります。
- ② 従って、高さ 2 m 以上の作業床の端、開口部等で手すり、囲い等を設けることが困難な箇所でフルハーネス型安全帯を使用させる者については、作業床があるので特別教育の対象とはなりません。
- ③ 例示すると
  - ① 鉄骨建方作業で鉄骨上での作業を行う者…特別教育必要
  - ② 作業床(幅 40cm 以上)のない一側足場等で作業を行う者…同上
  - ③ 作業床(幅 40cm 以上)のない張出し足場上で作業を行う者…同上
  - ④ 作業床(幅 40 cm 以上)のない足場の組立・解体作業を行う者…同上
  - ⑤ 天井クレーンのガーターに乗ってホイスト点検作業を行う者…同上
  - ⑥ 足場の手すりを一時的に取り外して作業を行う者…特別教育不要
- ④ 改正安衛則施行時(平成 31 年 2 月 1 日)において、「胴ベルト型」又は「フルハーネス型」安全帯を用いて行う作業に 6 ヶ月以上従事したとしても、特別教育の科目が省略される「6 ヶ月以上作業に従事した経験」には、上記の特別教育を必要とする作業のみが該当し、特別教育を必要としない作業は該当しません。

### 解説3

#### 建設作業における「胴ベルト型」、「フルハーネス型」安全带使用等区分表

作業別	胴ベルト型 安全带使用	フルハーネス型 安全带使用	フルハーネス型安全带 使用作業特別教育
高さ 2m 以上～6.75m 以下での作業（幅 40 cm 以上の作業床はあるが手すり等墜落防止設備なし）	5m 以下：必要 5m 超：原則使用不可 （※1, 2, 3）	5m 以下：原則 使用不可 5m 超：使用可 （※1, 2, 3）	不要
高さ 2m 以上～6.75m 以下での作業（幅 40 cm 以上の作業床なし）	5m 以下：必要 5m 超：原則使用不可 （※1, 2, 3）	5m 以下：原則 使用不可 5m 超：使用可 （※1, 2, 3）	必要
高さ 6.75m 超での作業（幅 40 cm 以上の作業床はあるが手すり等墜落防止措置なし）	原則使用不可 （※1, 2, 3）	必要	不要
高さ 6.75m 超での作業（幅 40 cm 以上の作業床なし）	原則使用不可 （※1, 2, 3）	必要	必要

※1：ガイドライン第4の1(2)により、適切な墜落制止用器具の選択には、胴ベルト型かフルハーネス型かの選択のほか、フック等の取付け設備の高さ、ショックアブソーバのタイプ、ランヤードの長さ等が含まれ、作業内容、作業箇所の高さ及び作業者の体重等に応じて選択する必要があるとされている。

※2：ガイドライン第4の1(3)により、「高さ 6.75m 超の箇所で作業する場合は、フルハーネス型を使用しなければならない。」とされているが、一般的な建設作業の場合は 5m 以上、柱上作業等の場合は 2m 以上の箇所ではフルハーネス型の使用が推奨されている。

※3：経過措置により、2022年1月1日迄は、現行規格の安全带が使用できることから、高さが 5m 超での作業であっても胴ベルト型安全带は使用可能であること。

### 解説4

#### ①昇降・通行時等

① 墜落制止用器具の使用は作業時に義務付けられており、通行・昇降は基本的に異なる概念であり、該当しません。

② 伐採など墜落制止用器具のフック等がかかる場所がない場合など、墜落制止用器具を使用することが著しく困難な場合は、保護帽の着用等代替措置を行わなければなりません。

#### ②点検・保守・保管

① 墜落制止用器具の点検・保守・保管は、責任者を定めること等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくかなければなりません。

☆フルハーネス型安全带使用作業特別教育は、①高さ 2m 以上、②作業床の設置が困難な箇所、③フルハーネス型安全带を使用する場合の3点が揃った場合に必要となりますが、建災防宮城県支部は、作業床の有無に拘らず当該特別教育の受講を勧奨しています。